

飯山市放送番組審議会次第

日時 平成30年6月27日（水）午後3時30分～
場所 飯山市情報センター

1 開会（進行：企画財政課長）

2 会長あいさつ

3 協議事項（進行：会長）

(1) 自主放送番組について

4 報告・その他

(1) 飯山市情報通信施設条例第23条の規定により報告すべき事項について

（審議会への報告）

第23条 市長は、次の事項について、審議会へ報告しなければならない。

- (1) 審議会が、市長の諮問に応じてした答申又は市長に対して述べた意見について市長が講じた措置の内容
- (2) 法令の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- (3) 放送番組に関して申出のあった苦情その他の意見の概要

(2) その他

5 閉会